

組合せが下記の通り決定しましたのでご案内致します。

日付 令和 6年 5月26日(日)

研修会

担当競技委員 湯本登・加藤昌孝

| 黒姫スタート | | | | | | | | |
|----------|-------|------|--------|------|-------|------|--------|------|
| スタート | 氏名 | HDCP | 氏名 | HDCP | 氏名 | HDCP | 氏名 | HDCP |
| 1組 08:00 | 田中 友和 | 2 | 丸山 菜々美 | 2 | 水内 一良 | 3 | 徳竹 一臣 | 5 |
| 2組 08:07 | 大口 卓 | 2 | 高坂 浩隆 | 7 | 山中 孝之 | 7 | 高橋 智史 | 7 |
| 3組 08:14 | 島袋 昌源 | 4 | 山口 健一 | 6 | 清水 孝志 | 7 | | |
| 4組 08:21 | 小山 晶平 | 7 | 大内 孝夫 | 9 | 滝沢 修二 | 12 | 上原 利夫 | 13 |
| 5組 08:28 | 加藤 元次 | 1 | 水上 高広 | 3 | 寺澤 喜一 | 6 | 竹内 功 | 15 |
| 6組 08:35 | 高橋 仁 | 11 | 井原 美能留 | 14 | 宮川 芳夫 | 16 | 吉澤 博樹 | 20 |
| 7組 08:42 | 浅野 徹 | 3 | 安藤 利雄 | 7 | 羽田 庸子 | 14 | | |
| 8組 08:49 | 松山 隆 | 3 | 飯島 善光 | 5 | 浅川 洋 | 7 | 一由 敦己 | 10 |
| 9組 08:56 | 湯本 登 | 4 | 鎌 弘志 | 5 | 高山 恒孝 | 13 | 外谷 かおり | 25 |

| 城山スタート | | | | | | | | |
|----------|--------|------|-------|------|--------|------|--------|------|
| スタート | 氏名 | HDCP | 氏名 | HDCP | 氏名 | HDCP | 氏名 | HDCP |
| 1組 08:00 | 高見澤 悅夫 | 10 | 榎松 悅夫 | 12 | 池田 裕志 | 14 | 山岸 順一 | 20 |
| 2組 08:07 | 松橋 力 | 6 | 中澤 昭治 | 9 | 斎藤 誠 | 15 | 相澤 総一郎 | 17 |
| 3組 08:14 | 小林 修造 | 7 | 宮澤 正浩 | 11 | 春原 一郎 | 16 | 石崎 喜美子 | 18 |
| 4組 08:21 | 高木 一彦 | 12 | 金児 宏純 | 15 | 藤澤 浩一 | 仮 | | |
| 5組 08:28 | 藤巻 宏明 | 15 | 小沼 範子 | 16 | 樽田 広喜 | 18 | 竹内 宏之 | 24 |
| 6組 08:35 | 町田 幸男 | 11 | 中村 充良 | 15 | 中村 光男 | 17 | 佐々木 孝治 | 18 |
| 7組 08:42 | 山岸 正夫 | 11 | 富岡 宏敏 | 12 | 山岸 幸子 | 16 | 梨元 拓哉 | 19 |
| 8組 08:49 | 傳田 守夫 | 11 | 合津 洋一 | 11 | 渡辺 千鶴雄 | 13 | | |
| 9組 08:56 | 加藤 昌孝 | 2 | 宮崎 梓 | 8 | 岩垂 美千代 | 17 | | |

1 使用コース 黒姫スタート ⇒ 城山 18H

城山スタート ⇒ 妙高 18H

2 使用ティマーク 男性 青マーク (65歳以上白マーク使用可、75歳以上ゴールドマーク可)
女性 金マーク

3 競技参加者は、スタート時間の20分前までにフロントで受付をして下さい。

*携帯電話は、競技前にマナーモードに設定し、休憩中にかけ直すようにしてください。

*受動喫煙防止のため、公式クラブ競技では、ティーグラウンド近くの灰皿が設置されている場所以外はカート内も含めて禁煙とさせていただきます(加熱式タバコも含みます)。尚、カート内の灰皿は撤去いたしますのでご協力頂きますようお願いいたします。

*競技終了後、ミーティングを行いますので、全員参加をお願いします。

第4章 運営諸規定

- 第 29 条 クラブ競技参加者は、スタート時刻の 20 分前までに備え付けの競技者受付名簿に署名する。正当な理由なく 20 分を切った場合もしくは署名しないで競技に参加した者は失格とする。ただし同伴競技者全員の同意があった場合に限り、入賞資格を欠いたままの状態で、当該クラブ競技のプレーに参加することは可能とする。
- 第 30 条 スタート時刻の定めてある競技においては、参加者はその時刻の 5 分前までにティイングエリアに待機し、担当競技委員によるスタートコールを受けなければならず、これに遅れた者は失格とする。ただし、競技のプレー参加は前条に準ずる。
- 第 31 条 遅延プレーの対処について、トップスタートの組は、2 時間 20 分を超えた場合、また後続組については前の組と 20 分以上遅延した場合で、担当競技委員による警告にも関わらず改善がない場合は、ハーフ毎にその組全員に 1 打罰を課すことができる。
- 第 32 条 マーカーはスタートホールにおける次打者とし、最終打者のマーカーは最初の打者とする。(マーカーはホールごとに当該プレーヤーのスコアを確認し、スコアカードに記入する)
- 第 33 条 競技者はプレーを終えたばかりのホールのグリーン上やその近くではいかなる練習ストロークもしてはならない。これに違反して練習ストロークをした場合、競技者は次のホールで 2 打罰を加えなければならない。ただし、そのラウンドの最終ホールのときは、競技者はそのホールで罰を受ける。
尚、9 ホールを終了後、指定練習パッティンググリーンにおいてパッティングの練習をすることができるが、ドライビングレンジ及びアプローチ練習場での練習は禁止する。これに違反した場合競技者は次のホールで 2 打罰を加えなければならない。
- 第 34 条 GPS・レーザー等を使用した距離計測器の使用を許可する[ゴルフ規則 4.3a(1)]が、2 点間の距離の計測のみとし、その他の計測機能(標高変化、風速など)は使用できない。
- 第 35 条 競技当日における競技使用コースの事前ラウンドは禁止する。これに違反した場合は失格とする。
- 第 36 条 健康増進法第 27 条(喫煙をする際の配慮義務)に基づき、競技中の喫煙はティイングエリアに設置された灰皿の周辺、または個別に持参した携帯灰皿でジェネラルエリア以外の他人に迷惑がかからない場所でのみ可とする。違反者は委員会の裁定に基づき、次回競技会の出場資格を失う場合がある。
- 第 37 条 クラブ競技参加者はゴルフ規則 1[ゲーム、プレーヤーの行動、規則]に基づき、ゲームの精神である①誠実な行動、②他の人への配慮、③コースの保護を遵守すること。プレーヤーが重大な非行をしたと委員会が認めた場合、ゲームの精神に反する行動をしたことに対してそのプレーヤーを失格とするなどの措置を講ずることができる。